

個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福島県看護協会（以下「本会」という。）における個人情報について、その取り扱いに必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいい、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で定める特定個人情報を除く。
- (2)「個人データ」とは、特定の個人を検索できるように体系的に構成したものに含まれる個人情報をいう。
- (3)「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。本人が未成年者の場合には、その保護者を含むものとする。

(利用目的の特定)

第3条 個人情報を保有するに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

(利用の制限)

第4条 利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、法令に基づく場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(利用目的の変更)

第5条 個人情報の利用目的は、社会通念上、本人が想定することが困難でないと認められる範囲内で変更することができる。

- 2 前項の規定により利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知又は公表しなければならない。
- 3 個人情報の利用目的について、社会通念上、本人が想定することが困難であると認められる変更を行う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(適正な取得)

第6条 役職員等は、個人情報を偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

- 2 個人情報は、本会の業務を遂行するために必要な場合に限り取得する。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 インターネット上で本人が自発的に公にしている個人情報又は電話等による問い合わせにおいて本人から自発的に提供された個人情報を取得する場合等には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約書（申込書等を含む。）に記載された個人情報を本人から直接取得する場合等においては、本人に対し、その利用目的をあらかじめ明示しなければならない。

(委託及び共同利用)

第8条 個人データの取扱いの全部又は一部を委託及び共同利用する場合は、当該個人データの安全管理が図られるよう、委託先及び共同利用者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 個人データを共同利用する場合には、次に掲げる事項をあらかじめ本人に通知し、又は公表しなければならない。

(1) 共同利用する旨

(2) 共同利用する個人データの項目

- (3) 共同利用者の範囲
- (4) 共同利用者の利用目的
- (5) 個人データの管理について、責任を有する者の氏名又は役職名
(第三者への提供)

第9条 個人情報、個人情報の保護に関する法律で定める場合を除き、第三者に提供してはならない。

- 2 前条で定める委託先及び共同利用者は、前項の第三者には該当しないものとする。
(データ内容の正確性の確保)

第10条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(個人情報の消去・廃棄)

第11条 保有する必要がなくなった個人情報は、速やかに当該個人情報を確実に消去又は廃棄しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第12条 本人から、自己に関する個人データについて開示を求められた場合には、個人情報保護法で定める場合を除き、遅滞なく当該個人データを開示しなければならない。

- 2 本人から、自己に関する個人データの内容が事実ではないとして訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合には、利用目的からみて訂正等が必要ではない場合を除き、当該個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

- 3 前項の規定により、個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(苦情の処理)

第13条 個人情報の取り扱いに関する苦情については、適切かつ迅速に処理しなければならない。

(改正)

第14条 この規程の変更は、理事会の決議により行わなければならない。

附 則

- 1 この規程は、令和5年10月19日に制定し、同日から施行する。